

税のお知らせ

【個人住民税（町民税・道民税）】新型コロナウイルス感染症拡大防止のための申告期限の延長により申告された人の税額決定（変更）について】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための申告期限の延長により、令和2年3月17日以降に確定申告書を税務署へ提出された場合は、これらの申告書の内容を反映した個人住民税の税額決定（変更）が、最初の期に間に合わない場合がありますのでご了承ください。

この場合は、次の期以降の期において税額決定（変更）を行い、納税通知書等によりお知らせいたします。

なお、申告を忘れていた等により、期限後の申告をされた人も同様です。

また、このことにより、個人住民税の課税内

容を基に計算をする「国民健康保険税」、「後期高齢者医療保険料」、「介護保険料」などの他の各種制度においても、同様に金額の決定（変更）が生じる場合がありますのでご了承ください。

ご不明な点は、役場税務住民課税務・収納グループへお問い合わせください。

【国税庁から】新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた令和2年分の「年末調整説明会」の中止について】

名寄税務署において、毎年11月頃に開催していただきます「年末調整説明会」について、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、ソーシャルディスタンスを完全に確保することが困難であるなど、参加される源泉徴収義務者の皆様の安全を確実に担保するこ

とが難しいとの認識の下、説明会の開催を中止することといたしました。

なお、中止となりましたが、源泉徴収義務者の皆様は年末調整事務を適切に実施できるように、年末調整説明に関する映像資料の充実や、年末調整関係書類への留意すべき事項などを記載したチラシの同封などの措置を検討しております。

ご不明な点は、名寄税務署へお問い合わせください。

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎ 4-2511

名寄税務署

☎ 01654-2-2157



お知らせ

「家庭ごみの出し方」
新型コロナウイルス対策にご協力ください

新型コロナウイルス感染症対策としてマスクやティッシュ等の呼吸器系分泌物が付着した家庭ごみを出すときに次の3つのことに「ご協力ください」。

①ごみ袋はしっかり縛って封をすること。

ごみが散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋が運びやすくなる。

②ごみ袋の空気を抜いて出すこと。

収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくし、収集車内での破裂を防止できる。

③生ごみは水切りをすること。

外出自粛を受けて家庭からのごみの量が増加しがちであるところ、ごみ

のかさを減らすことができる。

■お問い合わせ

税務住民課

住民生活グループ

☎ 4-2511内線118

☆ 4-251103

①ごみ箱にごみ袋をかぶせませす。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしぼって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接接触することがないようにしっかりと結びます。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。

※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。